

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	9	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを統一的なシステムを活用しオンライン完結できるようにすること

提案団体

釧路市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること。
併せて、鳥獣の飼養登録関係についても同システムで完結できるようにすること。

具体的な支障事例

1. 鳥獣捕獲許可

【現行制度について】

鳥獣捕獲許可についての申請や許可証の交付等については、対象鳥獣の種類や捕獲場所により許可申請を提出する行政機関が異なる。(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という)第9条第2項)

当市では、北海道から権限移譲されている鳥獣の許可申請等の業務を対応しており、提出があった申請書等の内容を確認、審査票で判断し、許可証や従事者証を交付している。(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(以下「道条例」という)第2条)(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項)

【支障事例】

許可証(従事者証)等を作成する際、「申請書」および「従事者名簿」から住所や氏名を転記する必要があるため、事務処理の手間や確認作業の負担が増えるだけでなく、転記ミスが発生している。

また、許可した際にはその旨を振興局および警察に対して通知しており、その通知文や従事者名簿等の発送の手間および郵送料がかかっている。

さらに、許可の有効期間が満了したとき、30日以内に許可証(従事者証)を返納し、結果報告書を提出することが定められているが、許可者の中には期日を過ぎてからの返納・提出となる場合がある。

2. 鳥獣の飼養登録関係

【現行制度について】

鳥獣の飼養について、北海道から権限移譲されている鳥獣については、市で飼養登録(新規・更新・返納等)をしている。(鳥獣保護管理法第19条第2項)(道条例第2条)

【支障事例】

飼養登録票等を交付した鳥獣については、鳥獣が死亡・他都市に譲受しない限り毎年の更新作業があるが、更新申請や鳥獣の死亡・譲受の報告が遅延する事例が多く見られる。

また、譲受や譲渡の場面では他都市とやり取りするが、登録票交付の通知をした施設等から連絡が遅延することがある。

3. 共通

【現行制度について】

北海道に対して、「鳥獣捕獲許可」の許可証(従事者証)交付件数や捕獲数、「鳥獣の飼養登録関係」の鳥獣別飼養数を鳥獣関係統計として毎年報告している。

また、権限移譲を受けている事務について、事務処理件数を北海道に毎年報告している。

【支障の解決策】

国・都道府県・市町村で統一的なシステムを整備しオンラインで完結できることにすること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1. 鳥獣捕獲許可

統一したシステムがあり窓口が統一されることで、対象鳥獣の種類や捕獲場所によって申請する行政機関が異なっても、申請者は各行政機関に出向くことなく、一元的に手続を行うことが可能となる。

転記ミス等を防止できる。

許可証(従事者証)を電子交付することができれば、公印の押印作業等の事務処理の手間がより削減される。

許可証(従事者証)の電子交付により、有効期間が満了したとき許可証(従事者証)が失効する仕組みを作れば返納の手間がなくなる。

各行政機関で関係のある許可についてはシステムから通知され、ダウンロードできるようになれば、各行政機関間(振興局↔市町村等)で許可通知を送付する必要がなくなる。

2. 鳥獣の飼養登録関係

毎年の更新作業が容易になる。

他都市とやり取りのある譲受や譲渡がシステム上で可能となる。

3. 共通

毎年照会がある、「鳥獣関係統計」および「権限移譲事務処理件数」の集計・報告作業が削減される。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、豊田市、寝屋川市、山口県

○起案の段階で許可証や従事者証の住所や氏名の転記誤りがある。

各府省からの第1次回答

具体的な支障事例として挙げられている事項について、「鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること」を具体的な措置としてご提案いただいているが、以下の手段で対応が可能である、もしくは対応をする必要があるため、新たな措置は不要である。

1. 鳥獣捕獲許可

許可証(従事者証)等を作成する際の転記ミスについては、捕獲情報収集システムの一括登録様式(エクセルファイル)を、申請書と併せ電子メールで提出を求めるこにより、転記ミスを防止することが可能である。

許可した旨の通知については、鳥獣保護管理法では当該通知について特段定めていないため、事務の権限を持つ北海道庁等と調整されたい。

許可証の返納、結果報告書の提出については、許可を受けた者において行う行為であり、「鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること」が期日を過ぎてからの返納、提出を防ぐための解決策にはならないと思料する。

2. 鳥獣の飼養登録関係

遅延の原因が支障事例から読み取れず不明であるが、鳥獣の飼養登録は、鳥獣の捕獲及び飼養の許可を受けた者が、責任を持って行う行為である。よって「国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること」が、許可を受けた者の申請や届け出の遅延を防ぐための解決策となるかは判断しかねる。さらに全国での登録件数も約2千件で年々減少しており国で統一したシステムを構築して管理する優先度は低いと思料する。

3. 共通

どのような支障が生じているのかが不明であるが、捕獲情報収集システムより鳥獣関係統計の報告を行うことが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

鳥獣捕獲許可について、捕獲情報収集システムでは鳥獣捕獲許可証(従事者証)の作成は行えるが、当市から提案させていただいた許可申請の受付や許可証(従事者証)の電子交付はできないものと認識している。

許可申請の受付から許可証(従事者証)の電子交付までを国・都道府県・市町村で統一的なシステムで一元管理することができれば、申請者としては申請窓口が統一され、各自治体としては転記ミスの削減や公印の押印作業等が軽減される。

また、システムで完結すれば、オンラインで申請した許可内容等を都道府県と市町村の間で別途共有する必要性がなくなると考える。

また、許可証の返納・結果報告書の提出については許可を受けた者において行う行為であるが、システムにおいて返納・提出状況等を管理し、システムより通知等が行えれば、返納・提出の連絡等の事務負担が軽減され、電子交付した許可証が有効期間満了により失効すればそもそも許可証の返納が不要となると考える。

このため改めて検討頂きたい。

当市といたしまして、鳥獣関係統計の報告等、捕獲情報収集システムの活用については、北海道庁等とも協議し検討してまいりたい。

鳥獣の飼養登録について、システム構築の優先度が低い状況にある旨、承知した。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

申請者等にとって利便性が向上すると考えられる方策については、貴団体からのご提案内容も含め、他にも改善点がないか広く調査を実施した上でシステム改修に向けた判断をしてまいりたい。

なお、すでに電子メール等での申請受付を開始している他自治体における実績等もふまえ、現状においてすでに導入可能な統一的な書式や、公印の省略、電子的な方法を採用することについては、北海道庁等とも協議の上ご検討いただきたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【環境省】

(10)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)

鳥獣の捕獲等の許可(9条)については、既にオンライン申請を導入している地方公共団体の取組を踏まえつつ、令和10年度中を目途にオンライン申請の仕組みを構築する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	66	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

再商品化計画の認定後における管理及び検査業務に係るガイドラインの策定等

提案団体

新宿区

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等の整備を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

再商品化計画の認定後に自治体が行うこととなる管理業務や検査業務では、専門的知識や経験に基づく判断が必要となるため、多大な時間と労力を要している。また、自治体の裁量によるところが大きいため、自治体によって対応に差が出ることが懸念される。

現地で確認する自治体や職員によって、判断に差が生じる可能性があり、そのため、同一の再商品化事業者を複数の自治体が利用する場合、自治体間での判断が異なることにより、当区の再商品化業務にも影響を及ぼす可能性があり、再商品化の安定性を妨げる恐れがある。

【支障の解決策】

再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等を整備することで、支障が解決すると考える。

具体的には、①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドライン、②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアル、③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルを作成いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ペール検査、現地確認、再商品化製品分析調査を実施する際に、実施者としての知識や経験が無いため苦慮した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務計画の作成に要する労力の削減が期待できる。また、自治体による対応の差を軽減し、統一的な管理を行うことで、広域的な再商品化業務の安定化が期待できる。

根拠法令等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則第4条、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第11条第4号、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック

ク使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、兵庫県、熊本市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

再商品化計画の手引き等については、引き続き、隨時整備してまいりたい。その上で、御提案いただいた内容については、それぞれ以下のとおり回答する。

①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドラインについて：

現地確認での確認事項等をまとめた資料を「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」特設サイトにて公開しているので、御確認いただきたい。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

※「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」を御覧いただきたい。

②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアルについて：

同特設サイトにて公開されている再商品化計画の認定申請の手引きにて手順等を示しているので、御確認いただきたい。

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf

③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルについて：

同再商品化計画の認定申請の手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」の記入例で一つの方法を示しているので、御確認いただきたい。その上で具体的には、当該記入例を参考に、再商品化事業者や品質検査を実施する機関と相談の上、検査を実施いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①特設サイトにて公開されている「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」では、再商品化を行う設備の確認などの項目が整理されているが、設備の配置や機器の仕様等、より具体的な確認箇所を示すことで、自治体や職員による評価の相違を防ぐことができると考える。

②再商品化計画の認定申請の手引きでは、分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順について、合理化拠出金の適用に至るまで記載されているが、選別作業員の人数や選別作業経験の有無、選別作業回数等、特に容器包装比率の決定に関わる項目について整備をすることで、再商品化実施者である認定市区町村の主体性を確保することができると考える。

③手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」では、再商品化製品の品質検査に係る分析方法の一例が示されている。これに加え、再商品化製品の検体採取及び運搬方法の手順を記載することで、自治体による検査結果の相違を防ぎ、検査品質の信頼性を確保することができると考える。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき再商品化計画を作成し、再商品化を行う市区町村が増加する中、安定したプラスチックの再商品化を維持するため、手引きやチェックシートの整備を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

再商品化計画の手引き等については、引き続き、隨時整備してまいりたい。その上で、御提案いただいた内容については、それぞれ以下のとおり回答する。

①設備の配置や機器の仕様等の具体的な確認箇所について：

「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」における確認項目のうち、「再商品化計画に記載する設備で再商品化が行われている。」が対応しているため、こちらの項目を活用し、再商品化計画の別紙2等の記載に基づいた設備であることの確認を実施していただきたい。

②分別収集物の品質検査のうち、容器包装比率の決定に関わる項目の整備について：

再商品化認定の手引きにおいて、品質検査の詳細については、御指摘の点も踏まえ、今後の整備の中で検討してまいりたい。

③再商品化製品の品質検査における検体採取や運搬方法について：

検体採取においては無作為抽出であれば方法について特段の指定を行っておらず、また、運搬方法においても同様に特段の指定をしていないため、それぞれ記載をしていない状況である。引き続き当該記入例を参考に、再商品化事業者や品質検査を実施する機関と相談の上、検査を実施していただきたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【経済産業省(11)】【環境省(11)】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法 60)

再商品化計画に関する事務については、以下の措置を講ずる。

・再商品化製品の品質検査については、関係する市区町村から地方環境事務所に対して相談があった場合、参考となる情報を提供することとし、その旨を地方環境事務所に通知した。

[措置済み(令和7年5月23日付け環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室事務連絡)]

・分別収集物の品質検査については、検査の実施に当たり市区町村がより効果的に活用できるよう、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き(2.1版)」(令7経済産業省、環境省)を改訂し、市区町村に令和8年度中に周知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	69	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的な内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在 e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、有害使用済機器の保管等に係る届出等についても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化するまでの支障はない。

○廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出

(年間届出件数)

提案団体: 3件

共同提案団体 A: 1件

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。

【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

各法令の施行状況調査の集計報告作業の事務量の負担がある。

【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DX の推進が可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時

間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

根拠法令等

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

「令和6年度年度産業廃棄物行政組織等調査(令和5年速報値より)」によると、「廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出」の年間届出件数は「保管の届出61件」、「変更の届出3件」、「廃止の届出9件」となっている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.1-26] 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進」によると「「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。」とある。

また、「[No.1-65] 行政手続のデジタル完結」では、「年間件数1万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、令和5年12月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。」とある。

なお、オンライン化は電子メールによる対応も可能としており、「令和2年5月15日付新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について(通知)」、「令和5年3月31日付デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」にて地方自治法の規定に基づく技術的助言を通知済みである。

現時点では重点計画に歩調を合わせ年間件数1万件以上の行政手続を対象としてe-Govによるオンライン化を検討している。

システム開発、運用・保守に要する費用対効果等も鑑みて電子メールによる対応をまずはご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

紙やメールによる受付では、職員による手動での受付・分類・データ入力等を別途行なわなければならないといった事務量の負担があるほか、メールについては添付可能なデータ容量が自治体間で統一されていないこと、各種届出の添付書類は図面等を含み電子化した場合の容量が大きいことから、事業者側では提出形式の調整や再送対応が求められるなどの作業負担も懸念される。

現在e-Govの活用が検討されている産業廃棄物処理業に係る手続に関し、産業廃棄物処理業者と有害使用済機器保管事業者が同一である場合も考えられ、手続によって媒体(e-Gov又は電子メール)が異なることにより、事業者に一定の不便が生じることが懸念される。統一化・共通化されたシステムが構築されることで、窓口に出向く必要がなくなるほか、手続可能な時間帯が拡大されるなど、各種届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる上、提出確認や進捗管理、データベース化等が容易となり自治体にとっても業務負担の軽減が期待される。

御指摘のとおり廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出(以下、「各種届出」)の年間件数は多くはないが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の記載は件数が少ない手続のe-Govによるオンライン化を妨げるものではなく、上記のとおり、事業者の利便性や自治体の事務効率化・負担軽減の観点から、実現に向けて改めて検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化された上で、件数が少ない手続については費用対効果を検証しつつ進めてまいりたい。

なお、第1次回答のとおりオンライン化は電子メールによる対応も可能としていることから、電子メールによる対応もご検討いただきたい。

令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(27)】【環境省(5)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

有害使用済機器の保管等の届出(17条の2第1項)及び廃止の届出(施行令16条の4)をオンラインで提出可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を活用する方向で検討し、令和10年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	70	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

また、当該システムにオンライン決済機能(政府共通決済基盤)を搭載し、一連の手続きを e-Gov 上で完結させること。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。

○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願

○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出

(年間登録・届出件数)

提案団体: 約 1250 件

共同提案団体 A: 61 件

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請やキャッシュレス納付が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なつており、煩雑さがある。

【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、キャッシュレス化、DX の推進が可能となり、e-Gov 上でのオンライン完結が実現する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

根拠法令等

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

ご指摘の法令に係る申請・届出等については、提出書類の種類・形式等、自治体毎に対応が異なることや、既に独自の電子申請サービスを構築している自治体もあることを承知しており、申請方法を統一しオンライン化するには、まずは実態を把握した上で自治体からも意見を伺いつつ慎重に検討する必要があると考えている。また、e-Govにおいては、申請・届出内容に不備等があった場合の修正や、申請・届出情報に係る汎用的なデータでの出力等の機能改善・追加を進めているところであるが、支障事例にあるキャッシュレス納付への対応や、自治体からの要望が予想される自治体の決裁システムとの連携が未定であるなど、一連の手続をe-Gov上で完結させるにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。については、自治体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、システム所管府省とも調整の上、e-Govによる手続のオンライン化を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご意見のとおり、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においては自治体毎に提出書類が異なっており、自治体をまたいで業を行う事業者にとって煩雑なものとなっているため、令和5年6月1日規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」において様式等の統一が求められていることを踏まえ、国が統一化の方向性を示す必要があると考えている。その上で、提案内容の早期実現に向け検討を進めていただくとともに、自治体の実態把握の方法、その時期等具体的な検討項目を示していただきたい。e-Govの機能改善・追加の方向性として、「自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出手続のe-Govへの搭載が完了次第、e-Govによる運用を先行して開始し、キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携機能は順次改修等で追加していく」方法と、「キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携への対応が完了し、e-Gov上でオンライン完結を実現してからe-Govによる運用を開始する」方法が考えられるが、国においてどのような方向性となっているかご教示いただきたい。併せて、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等のe-Govでの運用開始の目途等を示していただきたい。自治体手続に係るキャッシュレス納付についてはe-Govと政府共通決済基盤の連携を想定しているが、連携に向けた具体的な検討状況やスケジュールをご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度中に自治体毎における申請・届出等の手続きに関するアンケートを実施する予定であり、e-Govにおいて機能として整備すべき項目、様式の統一化、スケジュール等について、自治体のニーズを把握しながら、システム所管府省とも調整の上、検討してまいりたい。

デジタル庁において、e-Govでの地方公金の電子納付の実現に向けた検討を進めているところであり、この検討結果を踏まえてスケジュールを検討してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(30)】【経済産業省(8)】【環境省(9)】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)

第一種フロン類充填回収業者並びに使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録申請等に係る手続については、都道府県及び保健所を設置する市(以下この事項において「都道府県等」という。)並びに申請者の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・オンラインで登録申請等を可能とする仕組みについては、必要な機能等に関する都道府県等へのアンケート調査の結果を踏まえ、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)の活用を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・登録申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	89	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務を委託できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項では、診療報酬の「審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することができる。」としているが、委託先に係る政令は制定されていない。一方、昭和49年9月28日環保企第109号「公害健康被害補償法等の施行について」第三1(4)では、「公害医療機関の診療報酬の審査支払事務は、都道府県が行うものであり、社会保険診療報酬支払基金に委託することはできないものであること。具体的には、都道府県等に診療報酬審査委員を設けて実施されたいこと。」とされている。

被認定者数の減少により、審査件数も減少し、診療報酬審査会の運営も非効率となっている。また支払事務に当たっては、診療報酬の専門的知識が必要となってくるが、自治体として診療報酬事務に精通している職員の配置が難しく、継続的に安定した事務を行うことが困難となっている。

そのため、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金及び独立行政法人環境再生保全機構等、適切な機関への委託等ができるようにすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金への委託の場合、公害医療機関はレセプトの提出先を一本化できる。

各自治体は、審査・支払事務が削減されることから事務負担の軽減になる。また、事務の平準化が図られる。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項

社会保険診療報酬支払基金法第15条第2項

独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

各府省からの第1次回答

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害の認定及び被認定患者に対する補償給付については、都道府県知事が行うこととされている。患者は、公害医療機関で療養の給付を受けることができ、同機関から公害診療報酬の請求があった場合は、その審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することが可能とされている。しかしながら、次の理由により、ご指摘の社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）等含めて適当な機関が存在しないため、現在政令で定めている者はいない状態である。

・公害診療報酬制度は、その制定背景を踏まえ、健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっており、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査を実施している内容とは異なる。

・環境再生保全機構については、公害診療報酬に関連する業務を実施していないため、関連する知見を有していない。

審査の効率化の観点については、他の自治体の状況等も伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度所管省庁は委託に適当な機関がない理由として、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なることや、環境再生保全機構は知見を有していないことを挙げているが、自治体においても異動等により、診療報酬事務に全く精通していない者が事務を行うことになっている実態がある。それに比べると、日頃より診療報酬の審査事務を行っている支払基金及び国民健康保険団体連合会の方が審査事務に適しているのではないか。「支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なる」とあるが、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）の規定による診療報酬（以下「公害診療報酬」という。）事務全体からすれば、ごく一部であり、概ね医科点数表の例により算定（診療報酬の算定と同様に）することとされているほか、公健法第14条において、公健法に基づく補償給付（公害診療報酬含む。）は他法制度との調整が定められていることから、支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが合理的と考える。また、審査事務を集約することで、委託機関にもノウハウが蓄積していくのではないか。

なお、患者数の減少に伴う審査件数の減少などから、公害診療報酬審査会の運営等が非効率となっているが、委託先に集中させることにより統一的かつ効率的な審査支払が可能となることから、公害に係る健康被害の補償に精通している環境再生保全機構への集約（委託）についても検討の余地があるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

委託に適当な機関がない理由として、

・支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なること

・環境再生保全機構は知見を有していないこと

を挙げているが、審査件数が減少している実態を踏まえると、各自治体において個別に審査支払事務を行うよりも、日頃より診療報酬の審査事務を行っている支払基金及び国民健康保険団体連合会や、公害に係る健康被害の補償に精通している環境再生保全機構において審査支払事務を行うことが適切かつ効率的ではないか。

公害診療報酬制度は、健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっているとのことであるが、概ね通常

の診療報酬の算定で用いる医科点数表を基準に算定しているのではないか。
審査支払事務を集約することで、委託機関に今後ノウハウが蓄積していくのではないか。

各府省からの第2次回答

ご提案の支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託の可否については、支払基金及び連合会における受入体制、システム改修や維持管理に係る予算規模を含めて検討する必要があり、また、費用対効果を勘案した業務規模を確保しなければならない。このため、提案団体以外の公健法担当自治体に対して、外部委託の希望の有無、その際の費用負担の可否について、意向を速やかに確認(調査)することしたい。
なお、環境再生保全機構については、1次回答のとおり、審査業務をこれまでに一切実施したことがないことに留意する必要があると考える。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省(48)】【環境省(6)】

公害健康被害の補償等に関する法律(昭48法111)

公害診療報酬に係る審査支払事務については、当該事務を実施する地方公共団体に対し、外部委託(23条2項)の希望の有無、費用負担の在り方等について意向等を調査した上で、外部委託について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	116	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

マイクロチップを活用して狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とすること

提案団体

流山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

狂犬病予防注射済票の市町村窓口での交付を廃止するため、動物愛護管理法第39条の7第2項で定める市町村長から交付された鑑札とみなす登録方法と同様に、狂犬病予防注射の接種履歴について環境大臣の登録を受け、当該犬の所在地の市町村長の求めに応じ、注射履歴等の通知があった場合に、この通知をもって、マイクロチップを市町村長から交付された注射済票とみなすことを求める。

具体的な支障事例

近年デジタル化が進んでいる中、「書かない窓口」や「行かない窓口」といった施策を進める自治体が増えている。また、スマートフォンの普及や教育分野におけるタブレット端末導入など、デジタルが身近になってきている。このような流れの中で、当市は、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している。しかし、特例制度により犬の鑑札を交付しないことが認められている一方で、未だ狂犬病予防注射済票を交付しなければならないため、住民にとっては市役所窓口に行かなければならぬ負担が、行政にとっては窓口業務や狂犬病予防注射済票を管理しなければならぬ負担や自治体間で予防注射履歴確認のため原簿請求しなければならぬ負担が、それぞれ残っており、住民の利便性向上及び行政の効率化の妨げとなっている。

狂犬病予防注射済票の交付手続について、当市においては電子申請を開始したところではあるが、さらに進めて、国においては予防注射履歴を犬と猫のマイクロチップ情報登録システムと連携するなどマイクロチップの活用が進めば、職員減少や地域課題の複雑化が進む自治体にとっても、高齢化が進む犬の飼い主にとっても、負担が少ない制度となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

狂犬病予防注射済票の交付を受けるため、市役所窓口に行かなければならず、飼い主自身や家族が対応できればよいが、それができないケースもある。また、毎年度、窓口等で受け取った予防注射済票を犬につけることは飼い主にとって大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

狂犬病予防注射履歴の管理が電子登録のみで済むことにより、住民側としては注射済票を受け取るための移動や時間の制限がなくなる。自治体としては、窓口業務の減少が見込まれ、他の業務に振り分けが可能となる。また、狂犬病予防法の特例制度のメリットも大きくなる。

根拠法令等

狂犬病予防法第5条、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、伊丹市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○当区でも同様に特例制度に参加しており、犬の登録がオンラインで可能である一方、注射済票交付申請は窓口での手続きが必要である。済票交付申請を区独自でオンライン化した場合、済票の郵送、交付手数料・送料の徴収等の事務量が増加するため、事務の効率化に繋がらない。済票を鑑札と同じようなマイクロチップのみなし制度とした場合、済票交付に係る事務量が軽減するとともに、住民の利便性向上にも繋がる。

○次の3点の課題から、狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とするシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③狂犬病予防注射履歴等の管理に事務負荷が掛かっている。

○当市も、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している為、市民や行政業務における負担を感じている。

○注射済票の交付においては、窓口で交付手数料の支払いが必要。マイクロチップに注射記録を登録する際に、済票交付料金を同時に支払うことのできる仕組みがであれば事務負担の軽減になる。

○当市では、市内動物病院又は集合注射会場にて接種した際は、その場で予防注射済票を交付している。市外の動物病院で接種した際は、市役所窓口で予防注射済票の交付を行っており、飼い主や窓口業務の負担となっている。

各府省からの第1次回答

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項の規定により市町村長が犬の所有者に交付する注射済票は、犬1頭ごとに、同条第1項の予防注射を受けている証として交付しているものである。注射済票は、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握するためのものであり、狂犬病発生時等においてその可能性を目視により確認できなくなること、またマイクロチップがすべての犬に装着されているものではないことから、マイクロチップで代替することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

狂犬病は昭和32年(1957年)に猫に発症が確認されて以降、日本国内での発生がないこと、狂犬病の潜伏期間は1か月から3か月といわれており、全国的に飼い犬が人をかんだ際には知事等への報告義務が条例等で定められていることから、注射済票によるその場での目視確認が出来ずとも、狂犬病の発症を未然に防ぐための把握に支障をきたすものではない。

また、注射済票を直接着けている犬は少なく、リードや首輪、飼い主が散歩用の荷物に取り付けている場合等が多く、これらが外れた状態で逸走した犬にかまれた場合において、飼い主が不明な場合であっても、マイクロチップにより注射の履歴を確認でき、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握することができるため、法の趣旨を鑑みてもマイクロチップに情報が入っていることは有用性があると言える。本提案は環境大臣の登録を受けたマイクロチップが装着されている犬のマイクロチップを注射済票とみなすことを示しており、マイクロチップが装着されていない犬については従来どおり、市町村が交付するものである。将来的にほとんどの犬にマイクロチップが装着されることで、自治体の事務負担軽減及び飼い主の負担軽減にも繋がるとともに、これをメリットととらえてマイクロチップの装着率向上にもつながるものである。

以上のことから、本提案による特例制度参加自治体の参加数増加が見込めることも踏まえ、注射済票の運用の実態に即した検討を要請する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【半田市】

注射済票が目視により確認できなくても、マイクロチップの登録情報に接種履歴を追加すれば、WEBで即時確認することが可能である。また、狂犬病予防法により飼い犬への注射済票の装着は義務付けられているものの、装着していない飼い主が非常に多いのが現実である。マイクロチップの登録情報に接種履歴が追加され

ば、飼い主が毎年装着し直す手間もなくなり、マイクロチップ情報への登録を「装着率」と考えた場合、装着率は向上し、注射済票の目視よりも確実に接種状況を確認できるようになる。
マイクロチップが装着されていない犬には注射済票を交付すれば良い。

【伊丹市】

犬の鑑札については、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として交付し、狂犬病予防法第4条第3項の規定により飼い主には装着義務が課されているものであるが、前述の「狂犬病予防法の特例」に基づく制度により、マイクロチップが鑑札とみなされており、注射済票のみを物質的に交付しなければならないとする理由にはならない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第18条第1項の規定に基づき、国内で狂犬病が蔓延するような有事の際には、狂犬病予防員等により、けい留されていない犬の捕獲が行われることとなるが、その際、注射済票により当該犬の狂犬病予防注射履歴を目視で確認することで、捕獲を行う狂犬病予防員等が感染リスクを推定することができる。一方、マイクロチップを注射済票とみなす場合には、犬に至近距離まで近づいて、犬に装着されたマイクロチップをリーダーで読み取る必要があり、咬傷事故及びそれによる狂犬病感染のおそれも生じることから、注射済票をマイクロチップで代替することは困難である。

なお、市町村の業務負担軽減のため、予防注射済票の交付事務を地方獣医師会等に委託することについては、「狂犬病予防法の施行について」(昭和25年10月5日発衛第170号厚生事務次官通達)において「予防注射を受けた犬の所有者が個々に保健所へ注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、予め開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えない。」としていることから、同様の内容を改めて周知することは可能である。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】

(21)狂犬病予防法(昭25法247)

(i)狂犬病予防注射の注射済票の交付(施行規則12条)については、市区町村の事務負担の軽減を図るため、地方獣医師会等に当該事務を委託することが可能である旨を令和7年度中に市区町村に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	123	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

狂犬病予防法第5条に基づく予防注射について、マイクロチップ登録システム等を活用し、オンライン等で全国的に接種履歴を管理できるようデジタル化を要望する。例えば、犬の所有者が予防注射後に獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」のデータを添付し接種履歴を登録するか、又は獣医師側でマイクロチップ情報と紐づけて接種履歴を登録する等が考えられる。

併せて注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える既定の整備を要望する。

具体的な支障事例

当市においては、犬の飼い主は、毎年度狂犬病予防注射接種後に市役所に来庁し、狂犬病予防注射済票の交付を受ける必要がある。また、犬の飼い主が新たに他市町村から転入した場合、予防注射接種履歴の確認のために、転入元市町村に郵送による原簿請求を行っており、多大な事務負担が発生しているところ。

さらに、動愛法に基づく「狂犬病予防法の特例制度」のみなし規定により鑑札交付事務が不要となつても、上記のとおり、予防注射済票の窓口交付及び転出入に伴う予防注射接種履歴把握のための原簿請求等の事務負担が残ることが、特例参加への支障となっており、自治体の参加が進まない状況である。

オンライン登録等デジタル化により、全国的に予防注射接種履歴を一元管理することで、事務が容易となり、また「狂犬病予防法の特例制度」と併せて犬の飼い主が自治体窓口に来庁する必要性もなくなり、住民及び自治体にとって効率的な制度となる。

さらに、マイクロチップの識別番号等により予防注射接種履歴が紐づけることができれば、自治体における犬の登録と予防注射接種履歴管理の事務がより効率的なものとなる他、警察においてはマイクロチップリーダーを用いてその場で注射済であるかを確認することができるため注射済票の必要がなくなる他、自治体への捜査関係事項照会が不要となる。

なお、接種履歴の一元化にあたり委託事業や郵送等により自治体から飼い主に対して狂犬病予防注射済票を交付することも考えられるが、他の事務においても自治体からの郵送物を確認しない事例が多発していることから、注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える方向での検討が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「狂犬病予防法の特例制度」と併せて実施することで、住民が市役所窓口に来庁する必要がなくなる。注射済票紛失に起因する再発行が必要なくなる。

犬の飼い主の転入転出時に発生していた事務負担が軽減される。
警察による捜査関係事項照会が不要となる。

根拠法令等

狂犬病予防法、狂犬病予防法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○当区でも同様に特例制度に参加しており、犬の登録がオンラインで可能である一方、注射済票交付申請は窓口での手続きが必要である。済票交付申請を区独自でオンライン化した場合、済票の郵送、交付手数料・送料の徴収等の事務量が増加するため、事務の効率化に繋がらない。済票を鑑札と同じようなマイクロチップのみなし制度とした場合、済票交付に係る事務量が軽減するとともに、住民の利便性向上にも繋がる。

○次の3点の課題から、狂犬病予防注射履歴のオンライン一元管理とするシステムの整備が望ましい。

- ①犬システム導入に多額の費用が掛かっている
- ②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。
- ③狂犬病予防注射履歴等の管理に事務負荷が掛かっている。

○当市も、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している為、市民や行政業務における負担を感じている。

○注射済票交付に伴う窓口手続きが事務負担となっている。オンラインによる一元管理が行われれば、済票交付や再発行が不要となり、転入時の確認の事務負担が減る。

○注射済票に代わる証明書類等や、MCにおける接種履歴を当市の原簿システムにインプットする必要があり、これに伴うシステム改修など課題があると思われるが、これらすべてが全国統一的に構築されたシステムを全国のすべての自治体が活用出来れば、接種状況の把握と併せて転入転出等の異動に係る市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化につながるものと考える。

各府省からの第1次回答

全国的に接種履歴を管理するという要望については、接種勧奨のための接種履歴の活用という面においても市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）等が引き続き管理することが適当である。なお、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）におけるマイクロチップ情報の登録方法は、犬猫の所有者が登録する仕組みであり、市町村長が登録する仕組みではない。

また、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予防注射済票と読み替えることについては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第2項の規定により市町村長が犬の所有者に交付する注射済票は、犬1頭ごとに、同条第1項の予防注射を受けている証として交付しているものである。注射済票は、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握するためのものであり、狂犬病発生時等において、その可能性を目視により確認できなくなることから、マイクロチップで代替することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイクロチップ情報は指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）が管理しているが、予防注射接種履歴情報をマイクロチップに登録の上、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく制度と同様に、指定登録機関から市町村に対して予防注射接種履歴情報が通知されることにより、市町村でも引き続き管理することは可能である。

また、犬の鑑札については、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として交付し、狂犬病予防法第4条第3項の規定により飼い主には装着義務が課されているものであるが、前述の「狂犬病予防法の特例」に基づく制度により、マイクロチップが鑑札とみなされており、注射済票のみを物質的に交付しなければならないとする理由にはならない。なお、そもそも狂犬病予防法施行規則第4条の規定において、狂犬病予防注射の接種履歴は原簿の記載事項とはされていないところ、貴省が第1次回答しているとおり、「接種勧奨のための接種履歴の活用という面においても市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）等が引き続き管理することが適当」であるのであれば、市町村長による効率的な事務処理に寄与するために、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予

防注射済票と読み替えるなどして、一層のオンライン化を進める必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【半田市】

「全国的に接種履歴を管理するという要望については、(中略)、マイクロチップ情報の登録方法は、犬猫の所有者が登録する仕組みであり、市町村長が登録する仕組みではない。」について、全国的に接種履歴を管理するシステムを導入すれば、転入犬の接種情報も転入先の市町村が容易に確認できるようになるため、接種勧奨の観点からはかえって有効活用できると考える。また、犬の登録に関して、犬の所有者が登録する仕組みとすることができているのならば、注射済票も同様の仕組みとすることは可能であると考える。できないのならば、その理由をお示しいただきたい。

「また、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予防注射済票と読み替えることについては、(中略)、狂犬病発生時等において、その可能性を目視により確認できなくなることから、マイクロチップで代替することは困難である。」について、注射済票が目視により確認できなくても、マイクロチップの登録情報に接種履歴を追加すれば、WEBで即時確認することが可能である。また、狂犬病予防法により飼い犬への注射済票の装着は義務付けられているものの、装着していない飼い主が非常に多いのが現実である。マイクロチップの登録情報に接種履歴が追加されれば、飼い主が毎年装着し直す手間もなくなり、マイクロチップ情報への登録を「装着率」と考えた場合、装着率は向上し、注射済票の目視よりも確実に接種状況を確認できるようになる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

①予防注射接種履歴管理のデジタル化について

現状では注射済証を市町村が確認することで、注射履歴の情報の信頼性を担保しているところ、デジタル化後も、同等の信頼性を担保する必要がある。

また、仮に予防接種を行った獣医師が接種履歴の登録等を行うこととする場合は、現場の獣医師の業務負担増加につながるおそれもある。

以上のような観点も踏まえ、接種履歴の管理のあり方について、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムの活用に限らず、業務のデジタル化を含めた様々な方策について、引き続き関係省庁と連携しながら検討してまいりたい。

②予防注射済票の交付事務・マイクロチップ読み替えについて

狂犬病予防法第18条第1項の規定に基づき、国内で狂犬病がまん延するような有事の際には、狂犬病予防員等により、けい留されていない犬の捕獲が行われることとなるが、その際、注射済票により当該犬の狂犬病予防注射履歴を目視で確認することで、捕獲を行う狂犬病予防員等が感染リスクを推定することができる。一方、マイクロチップを注射済票とみなす場合には、犬に至近距離まで近づいて、犬に装着されたマイクロチップをリーダーで読み取る必要があり、咬傷事故及びそれによる狂犬病感染のおそれも生じることから、注射済票をマイクロチップで代替することは困難である。

なお、予防注射済票の交付事務については、「狂犬病予防法の施行について」(発衛第170号昭和25年10月5日付け厚生事務次官通達)において「予防注射を受けた犬の所有者が個別に保健所へ注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、予め開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えない。」としていることから、同様の内容を改めて周知することは可能である。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】

(21)狂犬病予防法(昭25法247)

(i)狂犬病予防注射の注射済票の交付(施行規則12条)については、市区町村の事務負担の軽減を図るために、地方獣医師会等に当該事務を委託することが可能である旨を令和7年度中に市区町村に通知する。

4【厚生労働省(22)】【環境省(1)】

狂犬病予防法(昭 25 法 247)及び動物の愛護及び管理に関する法律(昭 48 法 105)

狂犬病予防注射に係る接種履歴の管理の在り方については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿を管理するシステムの共通化等のデジタル化による管理方法の統一化について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	127	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。

具体的な支障事例

公有地の拡大の推進に関する法律により、土地開発公社の解散において、「清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない」と規定がある。インターネット版官報の普及により、3回公告する必要性が感じられず、また、掲載までの2週間に、校正事務も発生し、地方公共団体の負担となっている。

このほか、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても、同様の制度となっており、併せて見直されたい。

なお、会社法においては、会社解散時の債権者保護手続きとして、1回以上の官報公告となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間企業と比較すると、官報掲載のための時間や費用が3倍となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

官報掲載のための時間や費用が1/3となり、地方公共団体の事務負担の軽減に繋がる。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法、地方独立行政法人法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市

—

各府省からの第1次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても他制度との比較等を行い、対応について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数を少なくとも3回しなければならないことについて、インターネット版官報の普及のほか、会社法等他の制度においては公告回数を1回とする見直しを既に行っていること等も鑑み、土地開発公社等についても公告回数の見直しを実現していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

土地開発公社等の解散公告について、現行では3回以上必要であるが、
・官報の電子化や株式会社・NPO 法人等の見直しの先例に加え、
・公社等については、設立団体の監督下で、債権債務が適切に管理されていれば、知れたる債権者への個別
催告によって、全債権者を網羅できる場合も多いと考えられる。
このため、公告回数を1回に見直しても特段の支障はないと考えられることから、実現に向けて前向きに検討
いただきたい。
令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められることも踏まえ、令和8年通常国会における法改正を視野に入れて、引き続き前向きに検討を行ってまいりたい。

また、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人については、各公社等における支障事例及び土地開発公社についての検討状況も踏まえながら、法改正を視野に入れて、引き続き検討を行ってまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(26)】【国土交通省(8)】【環境省(7)】

港湾法(昭25法218)、地方住宅供給公社法(昭40法124)、地方道路公社法(昭45法82)、公有地の拡大の
推進に関する法律(昭47法66)、広域臨海環境整備センター法(昭56法76)及び地方独立行政法人法(平15
法118)

以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(港湾法10条の8第1項、地
方住宅供給公社法37条の6第1項、地方道路公社法35条の6第1項、公有地の拡大の推進に関する法律22
条の8第1項、広域臨海環境整備センター法30条の6第1項及び地方独立行政法人法96条1項)について
は、その回数を3回以上から1回とする。

- ・港務局
- ・地方住宅供給公社
- ・地方道路公社

- ・土地開発公社
- ・広域臨海環境整備センター
- ・地方独立行政法人

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	210	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省、環境省

求める措置の具体的な内容

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ(特に金属や古紙などの資源ごみ)の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。

具体的な支障事例

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)を、金銭目的で買い取り業者へ持ち込む行為(以下、「持ち去り行為」という。)は、自治体のリサイクル資源による財源に影響を与えるとともに、資源循環型社会の妨げとなっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、資源ごみの持ち去り行為は、廃棄物の処理(資源ごみの売扱いによる財源)への影響や不法投棄、市民のごみ分別に対する意識の低下に繋がる可能性がある。このような中、家庭ごみ一時集積所において、ごみの所有者(占有者)によって排出されてから市町村又は市町村の委託業者によって収集される間の資源ごみの所有権(占有権)がどこに帰属するのか、また持ち去り行為への対応については、条例制定など自治体によってその対応にバラツキがある。このような状況が、一部の悪質行為者が、場所を変え、持ち去り行為を継続させる温床となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)の持ち去り行為を行う者に対する不審感や、持ち去り行為の際の危険な行為(危険運転や暴言など)に対する恐れを抱いている市民から、自治体や警察に通報が多くある。さらに、通報を受けた関係者は、その対応に追われることになり、事務負担の増加にもなっている。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

持ち去り行為の対応等の考え方方が明確となることにより、持ち去り行為への対応が迅速化、不適正処理防止(持ち去り行為の減少)等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、第6条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市

○資源回収当日7時から9時は自治会より当番が立っているが、前日夜間や当日9時以降は当番不在となるため、持ち去りが発生するリスクは存在している。資源物の店頭回収を実施する店舗の増加や新聞の販売店回収、詰め替え用商品の普及等もあり、資源物の回収量は減少の一途をたどっており、持ち去りによる回収量の減少量は、回収量に応じて交付する補助金にも影響を及ぼすこととなる。資源物の所有権は市にあり、持ち去りは窃盗に該当することは周知しているが、持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などが提示されれば、より強い持ち去り禁止の意識の醸成と周知が図られることが期待される。

○当市においても持ち去り行為を規制する条例制定を検討しており、所有権についても統一的な考え方があると助かる。

○ごみ集積所における不燃物排出の中から、資源として価値のあるもの（鉄屑等）をあさり、持ち去るケースが散見されている。当市は現行犯を確認できれば指導しているが、その対応では有効的な対策とは言えない。

○当市においても、地域のごみステーションから金属類や小型家電、空き缶といった資源物の持ち去り行為が多発しており、市民から目撃情報が毎週通報されている。また、持ち去り行為者の中には集団（複数の車両）によって地域を巡回し、持ち去り行為をしているケースが見受けられ、市民が安心してごみ出しできる環境を脅かしている。地域のパトロールを実施し、持ち去り行為を現認した際に警告を行ったり、条例に基づき勧告、命令を行っているが、近年では職員を見ると逃げ出したり、警告書の受け取りを拒否するケースも多く、持ち去り行為への取り締まりに苦慮している。金属類や小型家電、アルミ缶など持ち去りが目立つごみに対して、ステーション収集に限らず、市内環境センターでの受け入れを開始する等持ち去り行為を防ぐ対策を講じているが、今後、更なる効果的な対策の検討、実施が必要である。

○当市においても、資源物の持ち去り行為が常態化しており、条例により資源物の所有権を市とし、市以外の者が収集・運搬することを禁止している。現在、法には規定がないため、持ち去りに対するガイドラインは必要と考えます。

各府省からの第1次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物の処理については市町村の自治事務とされており、一般廃棄物の収集について、どのような種類の一般廃棄物を分別して収集するか、収集場所も含めどのように収集するかについては、各市町村において実情に応じて判断されるべき事項である。

また、①いわゆる資源ごみについても、どのような種類を対象としてどのような方法で収集するか等については、各市町村が地域の実情に応じて判断すべきものであること、②提案のある所有権の帰属については、具体的な状況等により個別に判断される事項であること、③持ち去り行為に対する犯罪の成否については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであることから、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難である。

環境省においては、既に平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とし、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施し、公表しているところであり、各市町村が資源ごみの持ち去り事案に対してどのように対応・対策を行っているかの例や資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定状況（条例における集積所等に出された廃棄物の所有権の整理も含む）等についてとりまとめ、資源ごみの持ち去り事案に対する対応の具体例等を紹介することで、各市町村における地域の実情に応じた取組の推進を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省回答では「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施、公表することで各地域における取組の推進を図っていることだが、回答で示された平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とした、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、平成29年度の調査において条例等を制定している市町村の割合は22.7%、令和4年度の調査においては23.6%と条例等の制定は進んでいないよう思われる。

回答内にある「各市町村において実情に応じて判断されるべき事項」とあるが、「資源ごみ」の持ち去りは全国的な問題となっており、リサイクル行政に少なからず支障を来している。

本市も条例を制定し、看板設置による禁止啓発、職員による情報収集パトロール（自治会や周辺住民への聞き取り、監視カメラの設置など）や取り締まりパトロール（持ち去り行為を確認し、その場で行為者を確保し、警告書や禁止命令書を発行）を行っているが、持ち去りは行われ続け、住民等から自治体や警察へ通報が入り、対応に苦慮することが多い。また、条例で罰則規定を設けているが、持ち去り行為者の特定が難しく、抑制につながっていない現状があり、自治体のみで対応では限界があると考える。

不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進のために、自治体の取り組みを支援していただきたい、検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

持ち去られたものに関する買取行為の規制について、持ち去り行為を減らす上で効果的であると考えるが、持ち去られたもののかの判別が難しく、業界団体もないため働きかけができない。また、条例による買い取り規制の場合、市外の業者への売却まで規制することが難しい。その中で、銅線ケーブルなどの盗難に対処するために金属盗対策法が閣議決定されたと認識している。特定金属として銅を対象とするようだが、アルミ缶をはじめとする銅以外の金属くずについても各都市における規制が難しいことから、金属盗対策法の対象にアルミ缶も含めるなど国による働きかけを求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難であるとともに、対応の具体例等については既に令和4年度調査等において紹介している。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律では、昨今の金属盗の被害状況に鑑み、法の規制対象となる特定金属として、法律で銅を明記しつつ、その他の金属については政令で定めることとしている。現下の犯罪情勢に鑑みれば、銅以外の金属を特定金属として指定する必要までは認められないと考えるもの、他の金属を特定金属として指定する必要があるかどうかについては、その時々の犯罪情勢に応じて不断に検討してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【環境省】

(12)「資源ごみ」の持ち去りに関する調査

「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、次回調査に向けて、より一層市区町村の参考となるよう調査項目等の見直しを検討し、令和9年末までに結論を得る。その結果に基づいて令和9年度末までに必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	211	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。

具体的な支障事例

廃掃法の規定に基づき、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、市町村から処分業の許可を得ずに廃棄物を自身の敷地や借地・借家に保管する行為を行う者(以下「行為者」という。)に対して、措置命令等の処分を行うことが可能である。しかし、多くの場合、廃棄物の発生元や運搬業者が不明であるため、措置命令違反等の罰則処分にまで至らない場合が多く、その結果、行為者に対して指導を重ねるだけにとどまってしまう。このような状況が継続することで、悪質な違反行為者による大規模不法投棄事案を発生させる原因の温床となるなど、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する市民の不信を招く恐れがある。生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するためには、厳正かつ速やかに行政処分を行う必要があり、都道府県知事においては、産業廃棄物の処理に関する関係行政機関への情報提供の照会等の規定があるところ、市町村長には一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、法令上にその根拠が明文化されておらず、迅速かつ適正な調査の実施に大きな支障を生じている。例えば、定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となることで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、行為者に関する情報や苦情が自治体に寄せられ続けているが、市町村には明確な調査権が規定されておらず、迅速な対応ができない。対応の遅れ等により、行為者が保管する大量の廃棄物が、隣地への被害を及ぼす恐れや火災の原因となること等が懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、市町村が自らの権限で、関係機関に協力を求めることで、廃棄物の運搬業者を迅速に特定でき、廃棄物の発生元への指導・処分事務を効率的または適正に行うことが可能となる。その結果、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路運送車両法、個人情報保護法、登録事項等証明書の交付請求方法の変更について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県

○新たに制度が整備されることとなれば、市町村長が一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、自らの権限で関係機関に協力を求めることが可能となり、不法投棄行為者等の特定に至る可能性や、指導や処分へと繋げられる可能性が高まることが期待される。

○ごみ集積所における資源物持ち去りや不適切排出について、市が設置した監視カメラで運搬車両のナンバー等の情報をつかむことができるケースがあるが、その後の所有者調査等に苦慮しており、犯人への直接指導ができていない状況である。

○当市においても車両情報からの行為者の迅速な特定について支障をきたしている。

○一般廃棄物の不適正処理を防止する為、産業廃棄物と同様に「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することは必要と考えます。

各府省からの第1次回答

現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。

また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されているが、市町村について明記できない理由はないと思われる。

回答内に「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、行為者を特定するために、市町村の戸籍や住民票等を扱う部署において、本件に関する統一の解釈がなされず、情報を開示してもらえないことが想定される。

また、「現状においても市町村が道路運送車両法第22条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能」とあるが、実際に法律等に明記されていないことを理由に証明書を取得できなかった事例がある。

行為者が特定されない場合は、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理することとなり、不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならないこととなる。

上記のような現場の実態を踏まえ、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するためにも、一般廃棄物を取り扱う市町村について、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

①「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの「相当の理由があるとき」に関する解説は、抽象的なものであり、かつ、慎重な検討を行政機関に求めるものとなっており、市町村の戸籍や住民票などの個人情報を提供する部署において本件に関する統一の解釈がなされず情報提供されないことが想定される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の規定では都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されていることにより反対解釈されてしまい、情報を開示してもらえないことが想定される。

②登録事項等証明書について、「請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている」とあるが、実際、運輸支局において法律に明記されていないことを理由に証明書の発行がなされていない事例があつたため、このような提案が出されている。法律に明記されることにより、登録事項等証明の請求とは異なるスキーム（公用請求）で照会することができ、手数料も発生しない。

上記のような現場の実態等を踏まえ、一般廃棄物を取り扱う市町村についても、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記するべきではないか。

行為者が特定されない場合、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理せざるを得ない状況となる。不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならない状況を改善するためにも、市町村の調査権について法律に明記していただきたい。

各府省からの第2次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としており、都道府県知事が法定受託事務としてその事務を行うものである一方、一般廃棄物の処理は市町村の処理責任を原則としており、市町村長が自治事務として行うものである。このような性質の違いを踏まえると、都道府県知事に係る規定が存在することのみをもって、市町村長にも同様の規定を設けるべきということは、必ずしも適切ではない。また、第1次回答のとおり、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき保有個人情報の提供を受けることは、現行法令下においても可能である。

なお、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、廃掃法等の条文の有無にかかわらず、道路運送車両法第22条第1項に基づいて市町村が登録事項等証明書を取得することが可能である。

加えて、戸籍謄本等については、戸籍法第10条の2第2項（戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法第20条第2項）に基づき、住民票の写しについては、住民基本台帳法第12条の2第1項（除票の写しについては、同法第15条の4第2項）に基づき、地方公共団体の機関は、その交付を請求することができることから、現行法令下においても、これらの規定に基づき、取得することは可能である。

なお、市町村が道路運送車両法第22条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であることについては、環境省が実施した提案団体に対するヒアリング調査において、十分に周知されていないとの意見があつたことを踏まえ、環境省及び国土交通省において早急に周知を行いたい。

令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省(14)(ii)】【環境省(2)】

道路運送車両法(昭26法185)

道路運送車両法に基づく登録事項等証明書の請求(22条1項)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)を含む地方公共団体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)等の法令の定める事務等の遂行に必要な限度で交付請求する場合は、自動車登録番号のみでの請求が可能である旨を市町村に令和7年度中に通知する。

4【環境省】

(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i)一般廃棄物については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が統括的な処理責任を有することを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法(昭22法224)10条の2第2項や住民基本台帳法(昭42法81)12条の2第1項等の規定に基づき、戸籍謄本や住民票の写し等の請求が可能であること等を関係府省庁の間で調整した上で、市町村に令和7年度中に通知する。

(ii)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における関係行政機関への照会等に係る法制上の措置の必要性については、市町村の取組状況を踏まえて必要な検討を行う。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	230	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等

提案団体

宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。

2 法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めていたるマニュフェストの報告書の提出について、紙面のマニュフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受けた報告内容とを統合してデータベース化すること。

なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。

具体的な支障事例

(1)の支障事例

当県において令和6年度の報告対象事業者は325件であり、例年300件を超過している。加えて、環境省は毎年「産業廃棄物行政組織等調査」にて、当該計画及び報告内容の集計と報告を各自治体に求めている。

当県は、当該計画及び報告のデジタル化を行うことで、対象事業者の負担と集計作業に要する職員の負担を軽減することを目標として平成26年度から「産廃報告ネット」という電子申請システムを独自開発し運用保守しているが、県独自に開発しているシステムである以上、法で定める計画及び報告の設問が改訂となれば都度改修が必要となるなど、その維持にコストを要するものである。なお、令和6年11月6日には当該計画及び報告の変更についてアンケート調査があるなど、システムの大規模改修が今後必要となる可能性が窺える。

(2)の支障事例

当県において、令和6年度の報告件数(紙面のマニフェストを使用している事業者によるもの)は4,988件であり、その集計には例年手間を要しているほか、有効な活用が十分にできていない実態がある。一方、事業者が電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センターがそのデータを収集し、CSVデータとしてダウンロードできるよう設定されており、廃棄物の処理状況が確認できるよう設定されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の方から、業務効率化のために、他の自治体でもオンラインで報告したいとの意見を伺うことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

（1について）

当該報告及び計画の提出をオンラインで実施できるよう整備することで、事業者の利便性が向上するほか、産業廃棄物行政組織等調査にて国が地方自治体に求める集計業務をシステム上で実施できるようになり、行政の業務効率化につながるものと考えられる。

（2について）

当該報告がオンラインで提出できるようになれば事業者の利便性が向上する。また、そこで得られるデータと情報処理センターが収集している電子マニフェストのデータとを統合し管理することが可能となれば、産業廃棄物の不適正な処理を探知することができる有益な情報を得られるものと考えられる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び第10項、第12条の2第10項及び第11項並びに第12条の3第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市

○当県においては、多量排出事業者から提出される産業廃棄物処理計画及び実施状況報告は、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。当県でも、その報告データを環境省が毎年実施している産業廃棄物行政組織等調査として報告するために、集計作業に時間を要している。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

当県においては、紙面のマニフェストを用いている事業者から提出されるマニフェスト報告書について、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

○多量排出事業者制度については、法に基づく全国統一的なものであることから、デジタル化も全国統一的に行われることが、報告書等提出者の負担軽減の観点も含め効率的である。また、デジタル化においては、報告書等の提出だけでなく、報告書等の公表も可能となるようにシステム設計いただきたい。

○当市では、令和6年度多量排出事業者に該当した事業者は約265件ほどである。例年、環境省より照会のある産業廃棄物行政組織調査等にて、報告書の集計と報告を求められているが国が統一のシステムで電子化をすることで職員の集計業務時間が省略され、業務の効率化につながると考えられる。

紙媒体のマニフェスト報告については、容易に集計できない。電子化することで事業者の利便性が向上し、また集計が容易になり作業効率が上がると考えられる。

各府省からの第1次回答

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出については「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。

マニフェストの報告書の提出について、デジタル化を推進するためには、紙マニフェストを電子マニフェストに移行することが本来あるべき姿と考えているため、環境省としては、電子マニフェストの更なる普及に向けた各種施策に取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について）

1 追加機能が整備されたe-Govを活用することで、対象事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出の負担及び職員の集計作業における事務負担が軽減されるよう、御検討いただきたい。

2 国が本件に係る手続のオンライン化の検討を進める場合、報告を受付けるシステムを独自に構築している自

治体にあっては今後のシステム改修に係る検討を行う必要があるほか、システムを利用する事業者に対して報告方法が変更となる旨を事前に説明する必要があるため、国が考えるオンライン化の具体的なスケジュールを提示されたい。

(マニフェストの報告書について)

3 電子マニフェストの使用が義務化されない限り、紙面マニフェストの使用を続ける事業者が一定数あるため、マニフェストの報告書を提出する事業者はなくならない。電子マニフェストの義務化に向けて、国が積極的かつ強力に取り組まないのであれば、本提案に係る支障は解消されないため、紙面マニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムの構築と当該システムから得られるデータの利活用について検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化されたことを踏まえ、デジタル庁において必要な機能拡充のスケジュールを設定し、機能拡充の状況を踏まえて環境省において手続のオンライン化のスケジュールを設定する予定である。

事業者が紙面で提出する場合、紙面をデジタル化する機器と作業を地方公共団体が担当する前提と考えられ、コスト増加、データ誤変換を確認しながら部分補正する等作業の増加等が考えられるため、本来あるべき電子化は電子マニフェストの利用促進と考える。利用促進にあたっては、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催等を通じて、国民等利用者への更なる普及に取り組んでまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(27)(i)】【環境省(5)(iv)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出(12条9項及び12条の2第10項)並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告(12条10項及び12条の2第11項)については、提出及び報告のオンライン化に当たり、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を利用するため、当該システムを改修する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(27)(ii)】【環境省(5)(v)】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(12条の3第7項)については、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催などを通じて、引き続き電子化を推進する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	239	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置の届出要否の明確化

提案団体

高知県、香川県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者より都道府県に届出される施設設置の届出について、届出の要否が明確となるよう事例集やQ&Aの作成を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法第6条、第18条及びダイオキシン類対策特別措置法第12条(以下「2法律」という)により、ばい煙発生施設等特定施設を設置する事業者は、管轄都道府県に施設設置の届出を行わなければならない。当県では、届出前に事業者と事前相談を実施し、届出の要否について判断をする。その結果、届出の必要性がある場合は事業者からの届出を受理し、審査を経て受理通知を発出している。

【支障事例】

法律に基づき全国一律に対応することが法律や通知だけでは困難な点がある。

届出の要否について判断に迷う事例がある場合は、環境省に問合せ、同省から明確な回答が得られなかつた場合には近隣の都道府県に過去の類似事例について同省に問合せをした際の回答の共有を依頼している。

(例えば、①大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設(堆積場)について、昭和46年8月25日付け環大企5号「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」で規定されている『長期にわたって』の期間の判断、②ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設のうち廃棄物焼却炉について、平成9年9月30日付け衛環第251号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知で規定されている『複数の焼却室が同一の設置者の下で近接して設置される場合の一体として機能していると判断されるもの』の一体として機能しているか否かの判断。)

当県への、2法律に基づく、新たに施設を設置する際の設置届出件数は、2法律合わせて令和3年:24件、令和4年:28件、令和5年:20件と毎年20件前後。その内判断に迷い環境省や近隣都道府県に照会する事例は毎年数件あり、事務担当者は通常の届出処理に加えた事務負担が強いられている。

また、照会に対する官庁等からの回答までに時間を要し事業者への許可が速やかにできず、事業者側への支障も生じている。

【支障の解決策】

環境省より各都道府県に提示されている水質汚濁防止法に係る『特定施設の解釈に係るガイドライン』のように、2法律に係る同省への全国からの問合せ事例やQ&A集を作成し、事務担当者が2法律に基づく施設設置の要否が判断できるよう基準を明確化すること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同じ事例がある場合、全国一律な対応が短時間で可能となり、事業者への時間的負担も軽減される。

根拠法令等

大気汚染防止法第6条、第18条、ダイオキシン類対策特別措置法第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、郡山市、いわき市、岐阜市、豊橋市、寝屋川市、和歌山県、高松市、久留米市

○担当者の異動等があっても適正な判断ができるよう事例集等の作成は必要と感じているが、独自に作成するのは困難なため、環境省から技術的助言として事例集等を提供していただきたい。

各府省からの第1次回答

ご提案のばい煙発生施設等に係る届出等については、自治事務であり、各地方公共団体においてそれぞれ運用されているところ。

環境省では、これまで技術的助言として、通知、施設の解説集及びQ&A集

(<https://www.env.go.jp/content/900479279.pdf>)等を作成してきたところであり、措置済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治事務ではあるものの、それぞれの法律の目的を鑑みると統一的な見解をもって規制を行うべきと考える。その上で、国が技術的助言として通知等を発出してきたことは承知しているが、「水質汚濁防止法に基づく特定施設の解説に係る疑義照会事例」のように、各自治体から問い合わせされた事例を共有いただきたい。実際の事例が提示されている場合、それを参考に判断することも可能となる。

具体的には、「大気汚染防止法に係る疑義照会について」(令和7年1月28日付け環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室事務連絡)にて大気汚染防止法に関する疑義照会時の様式例が、また、「ダイオキシン類対策特別措置法に係る疑義照会について」(令和7年1月28日付け環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室事務連絡)にてダイオキシン類対策特別措置法に関する疑義照会時の様式例がそれぞれ示されたことから、今後は、年に1度、各自治体から照会のあった様式とともに回答をまとめて共有いただきたい。

事例の少ない自治体においては、事例の共有は事務処理の迅速化及び効率化へ繋がるため、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公表している通知・解説集・Q&A集について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

地方公共団体からの疑義照会については、原則、個別具体的な事例に対する技術的助言として回答しており、全国の地方公共団体に一般的な事例として共有できるものではない。

なお、一般的な事例として必要な技術的助言については、これまで通知、施設の解説集及びQ&A集等で示しており、お示しの水質汚濁防止法に係る取扱いとも差異はなく、引き続き、必要性を踏まえて同様な対応していくとともに、これらの周知に努めてまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【環境省】

(4)大気汚染防止法(昭43法97)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

ばい煙発生施設の設置届出(大気汚染防止法6条1項)及び一般粉じん発生施設の設置届出(同法18条1項)

並びに特定施設の設置届出(ダイオキシン類対策特別措置法12条1項)については、都道府県等による届出を要するか否かの適切な判断に資するよう、過去の関係通知について、都道府県等に改めて周知した。

[措置済み(令和7年9月26日都道府県・政令市大気環境行政担当者会議)]

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によつて、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると考える。

【具体的な当県での事務負担】

・調理師:試験申込件数-370件/年、新規申請件数-438件/年、年間作業時間-約350時間

・製菓衛生師:試験申込件数-185件/年、新規申請件数-118件/年、年間作業時間-約370時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218件/年、新規・書換え・再交付件数-492件/年、年間作業時間-約295時間
 - ・製菓衛生師：試験申込件数-89件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61件/年、年間作業時間-約62時間
- また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続に時間的なコストが生じている。
- そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続にはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところであることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあつた一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考える。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行すべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答については別紙。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

別紙のとおり

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	344	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

浄水発生土の廃棄物該当性の判断基準及び浄水発生土輸送費に関する規制緩和

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ① 有害物質含有量が規制値以下であることが試験結果で確認できる浄水発生土を公共事業に活用するため、浄水発生土は廃棄物に該当しないことの明確化を求める。
- ② ①が実現できない場合、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知において、浄水汚泥を公共工事で利用する場合の客観的状況による判断方法が明らかでないため、輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨を通知における事例として明確化することを求める。

具体的な支障事例

- ① 水道事業の浄水発生土については、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知第四の規定に基づき、譲渡先が浄水汚泥を再生利用する製造業やエネルギー源として利用するものとして確立・継続した事業でないこと、製品の原材料の一部としての再生利用ではなくエネルギー源の一部としても利用されないことから「廃棄物」として扱わざるを得ない状況であり、産業廃棄物の汚泥として委託処分している。公共工事間利用の需要もあり、資源の有効活用及び経費削減を図るため、有害物質含有量が規制値以下であることが確認できる場合は、浄水発生土を廃棄物に該当しないこととされたい。
- ② 公共事業の発生土を工事間利用する場合は、無償譲渡とすることが一般的である。平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知において、公共工事で利用できる浄水汚泥について、客観的状況による判断方法が明らかでないため、輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨を通知における事例として明確化されたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- 1 浄水発生土の資源としての有効利用
- 2 水道事業における処分費の削減及び公共事業における土に係るコスト削減

根拠法令等

「「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)において平成 24 年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知)第四、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、安来市

○当県においては、工業用水道で発生する発生土について、販売できなかった場合は、産業廃棄物として処分している。廃棄物か否かを判断する際に発生土も輸送費を含むことが可能になれば、有価物として販売の幅が広がると考えており、産業廃棄物として処分する費用の抑制が図れることから、②のとおり明確化されたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物とは、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置く必要があり、また廃棄物に該当するか否かについては、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきである旨を環循規発第2104141号環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知で周知しているところ。公共工事の建設資材として用いられる場合であっても、用途ごとに当該用途に適した性状は異なること、工事業者が、無償譲渡された浄水発生土を実際の工事において必要以上の量を投入したり、計画に反する品質の浄水発生土や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合も想定され、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを排除できないことからも、水道事業に伴い生じる浄水発生土を、有害物質含有量が規制値以下であること及び公共工事で利用されることのみをもって、全国の自治体において一律に廃棄物に該当しないとすることは困難である。

ただし、貴県において上記の要素を総合的に勘案した結果、廃棄物に該当しないと判断することは差し支えない。実際に、浄水場において、水道水をつくる過程で原水から取り除いた土砂等を集めて脱水処理した「浄水場発生土」を事業者に販売し、園芸用土等として有効利用されるという事例があると承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

廃棄物該当性の判断については、環循規発第210414号環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知において、各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限り廃棄物として扱うこととされています。

また、公共工事については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に発注者の責務として、契約内容を明確にし、工事の監督、検査、施工状況の確認・評価を適切に行う必要があると規定されており、法による適切な管理下で執行されています。

当県としては、浄水発生土について、有償譲渡がなされていないことをもって、「取引価値がない」と考えていますが、建設資材として利用価値があり、資源の有効活用及び経費の削減を図るため、適正な管理を行っている公共工事に活用する場合は、「取引価値」があると判定し、廃棄物に該当しないという整理をしても問題無いでしょうか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

取引価値の有無について貴見のとおり考えることも差し支えない。

ただし、取引価値があることをもって直ちに廃棄物に該当しないと判断するのではなく、環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知で周知しているとおり、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきであることに注意されたい。

令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【環境省】

(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(iii)浄水発生土の廃棄物(2条1項)該当性については、物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断することが可能である旨を、全国会議等を通じて地方公共団体に令和8年度中に周知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	362	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化

提案団体

熊本県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的な内容

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付を e-Gov で可能とし、オンライン完結を実現すること

具体的な支障事例

【産業廃棄物処理業に係る申請について】

令和6年提案(管理番号 49)において、産業廃棄物処理業に係る変更の届出については e-Gov を活用する方向で検討されることとなったが、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請については、当県を含む多くの自治体が現在も紙による受付を行っている。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運んでいただく必要があり、事業者に対し一定の負担を強いる状況は変わらない。一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、複数の自治体で事業を展開する申請者にとって煩雑さがある。

また、申請手数料の納付については収入証紙を用いており、申請手続のみ電子化が実現されてもオンライン完結に至らない。申請から手数料納付まで一貫してオンライン完結できることが事業者サービスの向上に寄与するものと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者(行政書士)からは、許可申請の電子化により、施設の設置許可申請時や処分業の許可申請時に添付する施設の図面等を複数用意する必要がなくなり手間が省ける。との声あり。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者による申請手続がオンラインで完結し、事業者サービスの向上に寄与する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の2第 3 項、第 14 条の5第 3 項
地方自治法第 227 条、第 231 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、千葉県、豊橋市、寝屋川市、熊本市

○産業廃棄物処理業に係る許可申請では、省令により登記事項証明書や住民票の写しといった公的書類の提出を求められており、これらがオンライン申請の支障となっている。また、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により、行政書士が作成した書類には記名して職印を押すこととなっているため、紙による申請が必要となる状況となっている。

○当県では令和6年度末に廃掃法手続きの電子申請（オンライン決済）を可能としたが、処理業の変更届のみがe-Gov対応となると申請手続きの一貫性が担保できず申請者・審査者相互にとって事務処理が煩雑となる。許可から廃止に至るまでの一連の手続きについて、全国統一した申請フォームによりe-Gov対応とすることで相互にメリットが生まれるものと考える。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。

なお、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するには、さらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。については、地方公共団体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、デジタル庁とも調整の上、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請については、当県を含む多くの自治体が現在も紙による受付を行っており、提出のため申請者が郵送又は窓口に足を運ぶ必要等があり、複数の自治体で事業を展開する申請者にとって非常に負担である。また、申請手数料の納付については収入証紙を用いているため、申請から手数料納付まで一貫してオンライン完結できることが事業者サービスの向上に寄与するものと考える。

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況ということだが、提案の実現に向けてどのような機能が不足しているのか、その機能追加・改善に向けた具体的なスケジュールも併せてお示しいただきたい。その上で、産業廃棄物処理業に係る申請手続のオンライン化の時期をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料納付のオンライン完結を実現する上で、どのような機能改善・追加等が必要なのかを明らかにするとともに、実現までのスケジュールを具体的に示すべきではないか。

マイナポータルぴったりサービスと連携したキャッシュレス納付機能（政府共通決済基盤）の活用が検討できるのではないか。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化されたことを踏まえ、デジタル庁において必要な機能拡充のスケジュールを設定し、機能拡充の状況を踏まえて環境省において手続のオンライン化のスケジュールを設定する予定である。

なお、国による一元的なプラットフォームの整備に当たっては、事業者の利便性を考慮し、各自治体の提出様式等の統一化も併せて推進する必要がある。

上記環境省の検討と並行して、デジタル庁において、e-Govでの地方公金の電子納付の実現に向けた検討を進めている。検討結果を踏まえてスケジュールを設定する予定である。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(27)】【環境省(5)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

産業廃棄物処理業の許可の申請(14条1項及び6項)、更新の申請(同条2項及び7項)及び変更の許可の申請(14条の2第1項)については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・オンラインで申請可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を活用する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・許可の申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。